

第6回臨時議会

平成19年第6回臨時議会が、10月12日に開会され、町長より提案のあつた3議案について、原案どおり可決されました。

主な内容は次のとおりです。

工事請負契約

◇日野町立日野中学校校舎改築（建築）工事

- ・契約相手方 株式会社 笹川組
- ・契約金額 13億3千875万円
- ・工期 平成21年3月19日

◇日野町立日野中学校校舎改築（電気設備）工事

- ・契約相手方 社日野営業所
- ・契約金額 1億6千642万5千円
- ・工期 平成21年1月30日

械設備）工事

- ・契約相手方 式会社 関西設備工業株
- ・契約金額 2億265万円
- ・工期 平成21年1月30日

製造事業所の皆さんへ

12月31日に 「工業統計調査」を実施します！

これからまちづくりを考える基礎になります。
調査へのご協力をお願いします。

経済産業省・滋賀県・日野町では、工業統計調査を実施します。工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実績を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業や大学などの研究資料、小・中・高等学校の教材などに、幅広く活用されています。

皆さんから提出していただいた調査票は、統計法に基づき、内容の秘密が厳守されますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

工業統計調査結果の概要（従業者4人以上の事業所）

日野町	従業者数	製造品出荷額等
平成16年	3,510人	1,774億円
平成17年	3,818人	2,040億円
平成18年（速報値）	4,292人	2,431億円

◆企画振興課 企画人権担当
☎56552 有線⑤8963

配偶者暴力防止法が
平成20年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

改正の主な内容

I 保護命令制度の拡充

1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保

護命令

2 電話等を禁止する保護命令

① 面会の要求

② 行動の監視に関する事項を告げること等

③ 著しく粗野・乱暴な言動

④ 無言電話 連続しての電話・ファクシミリ・電子

メール（緊急やむを得ない場合を除く）等

3 被害者の親族等への接近禁止命令

IV 市町村基本計画の策定の努力義務
III 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
II 発令の通知

◆詳しくは、日野町企画振興課（☎56552）、滋賀県子ども・青少年局（☎077-528-3551）まで。
内閣府では、配偶者からの暴力被害者支援情報サイト（<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>）を開設しています。



配偶者暴力防止法の改正について